

を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項に「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項を」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項に改める。
 （社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。
 附則第十六条を削る。
 （法務省設置法の一部改正）

第八条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
 第四条第十八号の次に次の一号を加える。
 十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）

第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。
 （厚生労働省設置法の一部改正）

第九条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
 第七条第一項第四号中（昭和二十五年法律第百二十三号）の下に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律平成十五年法律第百十号」を加える。
 法務大臣 森山 眞弓
 厚生労働大臣 坂口 力
 内閣総理大臣 小泉純一郎

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十一号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

（趣旨）
 第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

（定義）
 第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別以下、他の性別、というものであると持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行つたために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行つた診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）
 第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
 一 二十歳以上であること。
 二 現に婚姻をしていないこと。
 三 現に子がいないこと。
 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。
 （性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）
 第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

（家事審判法の適用）

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附則
 （施行期日）
 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。
 （性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置）

3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するもの国立大学法人法をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十二号

国立大学法人法

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条 第八条）

第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）

第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）

第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）

第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）

第三款 業務等（第二十九条）

規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含むものとする。
 （戸籍法の一部改正）
 4 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
 第二十条の三の次に次の一条を加える。
 第二十条の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

法務大臣 森山 眞弓
 内閣総理大臣 小泉純一郎